

中小企業・小規模企業振興条例制定の背景等について

(1) 条例制定及び指針策定の背景

- ① 県を挙げて産業振興計画に取り組んできたが、産業振興計画の対象以外の産業分野があり、また産業振興計画に関わらない事業者もいる
- ② 各産業分野（部局）ごとの取組（建設業活性化プラン、健康長寿県構想等）を推進してきたが、それぞれの取組について、中小企業振興の理念や方向性を共有する仕組みがなかった
- ③ そのため、県内の中小企業を今まで以上に振興していくため、理念や方向性を共有する条例を制定（令和3年3月）
- ④ あわせて、条例12条の規定（「知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための指針を策定する」）に基づき、施策や取組の方向性を示す「指針」を策定（令和4年3月）

(2) 指針に基づく施策を推進する県庁内の部局（役割分担の考え方）

- ・ 農・林・水・商工・観光等といった産業振興を担う部局だけでなく、他の部局においても、許認可業務を含めて自部局の行政目的とその関わりのある「業」の継続・成長につながる振興策を積極的に検討し実行していく

→ 次の3つの考え方にに基づき、全庁挙げて施策を推進。令和4年度以降18の業種と横断的な取組に関して、毎年度審議会で検証

1 産業振興計画や建設業活性化プランなどの県計画等に基づき、現に各産業分野や業界の振興に取り組んでいる部局は、引き続きその関係業種を主管し施策を推進

2 飲食店などの許認可業務を所掌する部局は、その関係業種を主管し施策を推進
（許認可業務を含め省庁を所掌する部局が関係する「業」を主管し、その維持・振興を図っていく）

3 バスやタクシーの運行など「業」に関わる許認可権等は県にないものの、県民の福祉増進を図る行政目的の業務を所掌する部局は、その関係業種を主管し施策を推進

産業振興センターやよろず支援拠点、商工会議所・商工会などの産業支援機関やプラットフォームによる支援も活かして施策を推進していく

<令和6年度第1回中小企業・小規模企業振興審議会>

議題

- (1) 指針に基づく施策の総括
- (2) 指針の見直し（案）
- (3) 令和7年度の施策の強化の方向性
- (4) 規制の緩和に向けた検討状況

- (1)(2) : 指針において、「指針に基づく施策を、まずは令和6年3月まで実施したうえで、これを総括し、指針の見直しを行う」とされていることを踏まえたもの
- (4) : 2月の審議会において説明した項目。その現状と今後の対応を説明し、意見を求めるもの